

会 議 録 要 旨

議 題	平成24年度第1回大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会		
日 時	平成24年12月21日(金) 13時30～15時	場 所	本庁3階合同委員会室
		事務局	社会福祉課障害福祉係
出席者 (欠席者)	出席：21名(代理1名) 欠席：3名	傍聴者数	0人
		記録方式	全文・要約
社会福祉課長	<p>時間となりましたのでこれより大垣市障害者計画・障害福祉計画策定評価委員会を始めさせていただきます。それでははじめに、大垣市福祉部長の中山が挨拶を申し上げます。</p>		
福祉部長	<p>皆様こんにちは、本日はお寒い中、またお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。日頃は市政全般にわたりまして、皆様のご理解ご協力を賜り、この席をお借りして厚く御礼申し上げます。近年私たちを取り巻く社会情勢ございますが、変化のスピードを上げているように感じます。障がい者施策につきましては、法律や制度の改正が進められる中、障害者虐待防止法の施行に伴い、本年10月1日から市役所社会福祉課に障害者虐待防止センターを設置しております。このような状況の中、障がいを持つ方々が、いろんな場面で自己実現を図ることができるよう、また、地域で安心して暮らすことができる社会のために、皆様方のご協力により策定いたしました大垣市障害者計画・障害福祉計画を着実に推進して参りたいと存じます。どうぞ、委員の皆様方の忌憚のないご意見ご提言をいただきますようよろしくお願いいたします。</p>		
社会福祉課長	<p>議事に入ります前に、本日の委員の皆様のお出席状況についてご報告をさせていただきます。委員定数25人中、本日まで出席予定の方でお越しいただけていない方がございますが、現時点で19名でございます。委員会設置要綱第5条第4項の規定に基づきまして、出席委員が過半数を満たしていますので本委員会が成立していますことをご報告させていただきます。また、本日まで出席いただいております委員の皆様につきましては、お手元に配布させていただいております委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。委員会の会務は、委員会設置要綱第4条の規定に基づき、委員長が総理することとなっておりますので、委員長様には、ごあいさつの後、議事進行をお願いしたいと存じます。</p>		
委員長	<p>皆様よろしくお願ひいたします。年の瀬で非常に寒い中ありがとうございます。今年度から障害者自立支援法の支給決定の方法も変わりました。また6月には障害者総合支援法が公布され、来年4月から新たに難病の方がサービスに加わっていくこととなります。また、障がい者の法定雇用率も引き上げられる形となります。お話がありましたように変革の時期となります。この変革の時期を皆様と一緒に乗り越えて、より良い大垣市の福祉サービス、障がい者の福祉サービスをつくっていくためには、きちんとこれまでのサービス、事業の計画を確認し、今後につなげていく必要があります。本日は活発なご審議の程をよろしくお願ひいたします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>第1号議案、第一次障害者計画の実績及び第二次障害者計画の事業計画について、事務局より説明をお願ひいたします。</p>		
事務局 社会福祉課主幹	<p>●議事(1) 「第一次障害者計画の実績及び第二次障害者計画の事業計画」について (説明)</p>		
委員長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問がありましたら、ご発言をお願ひいたします。</p>		

浅野委員	福祉避難所について、障がい者と健常者とが同じ避難所というのは、障がい者にとってストレスもある。視覚障害者の場合は、みんなと同じ体育館などの中にいると、トイレ行くのも人をかき分けて難しいし、掲示板に張られても読めないことで、重要な情報が得られないということになる。障がい者だけの避難所というのは、考えているのか。
社会福祉課長	避難所につきましては、災害が発生した場合は、まずは、いち早く、お近くの一般避難所へ避難いただくこととなります。それから、一般避難所では生活が困難な方につきましては、市内19か所にごございます福祉避難所に誘導させていただくこととなります。
委員長	ただいまのお答えでよろしかったでしょうか。
浅野委員	例えば地域別で避難所というのは決まっているのですか。福祉施設とか。
社会福祉課長	一般避難所は、地域毎で決まっておりますが、福祉避難所は、高齢者や障害者の皆様の状況に応じて対応してまいりたいと思っています。なお、現時点では、視覚障害者の皆様がどの施設に避難していただくかは決まっておりませんので、今後検討してまいりたいと思います。
山岡委員	実際に災害が起きたときは地域が動くことになる。ところが地域でこういうことを知らない人がたくさんいます。この障がい者の避難所がどこにあるかということを地域に知らせておかないといけない。北地区の場合3回避難訓練を行っていますが、障がい者に対する避難所がどこにあるか全然わからない。今後これは、きちんと示しておいてほしい。避難所に集まったときに自治会長がみんなに指示しなければならない。あなたはここだからということで連れて行かなければならない。きっちりしておかないとバラバラになってしまうので、これだけはお願いしておきたい。
社会福祉課長	防災担当課と調整いたします。
委員長	ありがとうございます。ただいまのご意見ですが、避難所、福祉避難所のあり方ですね、一般的な高齢者も含めて様々なハンデがある方が福祉避難所に入りますので、ご意見にありましたように障がい別の問題や一時避難所から福祉避難所へのスムーズな移送等について、今後検討いただければと思います。他にご意見等ありますでしょうか。
安江委員	緊急で非難する場合、地域で連れてくる。そのあとに障害別の避難所に分けるということですか。
委員長	障害ごとに分けることは検討中ということですが、福祉避難所に移っていただくというというお答えです。
安江委員	福祉避難所というのは、地域に全部あるのか。
社会福祉課長	福祉避難所は、協定を締結しております福祉施設を指定しておりますので、必ず各地域にあるとは限りません。そのため、近くに福祉避難所がない地域の方は、一般避難所から福祉避難所までの移動距離が遠くなる場合もございますので、今後は、誰がどのようにして要援護者の皆様を移動させるのかという点も含め、防災担当課と検討してまいりたいと思います。
安江委員	とりあえず一旦は、地域の避難所に入れるわけですね。わかりました。

委員長	<p>今のご意見にもありましたように、やはり高齢施設が中心ということですが、市内19か所ということで、どう移動させるかということが重要かと思います。</p> <p>そのほかご意見ありますでしょうか。</p>
浅野委員	<p>私も視覚障害者で、福祉会館はよく利用するので、どの部屋がどこにあるというのは良くわかるのですが、全然行ったことがない施設では、どの部屋がどこにあるかわからないので、できれば施設の点字の地図があれば助かる。</p>
社会福祉課長	<p>点字の案内図の設置につきまして防災担当課と研究させていただきたいと思います。</p>
山岡委員	<p>北地区で避難訓練を3回行ったが、実際に避難所は学校の施設しかない。いろんな方をどう受け入れるかということで、我々検討しました。障がい者は障がい者の方用の部屋を作らなければいけない。その検討は北地区で始めています。行政は、一般的にここを使いなさいということになる。細かい支援はない。ただし、いろんなことを決めるのは、地域で決めていくことです。地域の人たちが寄って委員会を作り、障がい者の方はここにす、トイレはどうするか、細かく地域で決めました。行政が決めると何でも行政に文句を言う。地域が決めていかなければいけない。東北の例がそうであり、やはり最後は地域がまとまってやったからあそこまでできたのであって、災害が起きるまでに地域でよく検討しておかないといけない。行政も一緒になってやってほしいと思う。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。地域の問題、東北の震災のときも話題になったと思いますが、特に自閉症等の人たちの場合ですね、一般の避難所にいると迷惑になるために、車の中で過ごすとか、いろいろな例も出てきたと思います。最初は決められた避難所に入るしかありませんが、そこでどう地域の方がその障がいを持つ方の理解ができるかということですね。そのへんのカバーもしていかないと、家族が遠慮されたり、本人が遠慮したりすることになるでしょう。志村委員さんどうぞ。</p>
志村委員	<p>今の話と関係があるのですが、前回の委員会のときに山岡委員さんからお話があって、私は障がい者を抱えているものですから切実に思いますが、行政と地域というのが上手くいっていないので、地域の方が果たして障がい者にどのように接して下さるかということ、前回山岡委員さんが、市のほうに働きかけをということを言っていただきました。市の方は、地域の自治会などにどういった働きかけをしていただいたのかお尋ねしたいです。</p>
社会福祉課長	<p>要援護者の皆様を災害時のみならず、日頃から見守りができるよう、災害時要援護者台帳を整備しております。この台帳は、承諾をいただき登録いただいた要援護者の皆様の情報を、消防や警察のほか、社協を通して自治会長や民生児童委員にも提供させていただいております。とりわけ、社協では、この台帳を活用していただき、「あんしん見守りネットワーク活動」として、地域での見守り活動を積極的に展開いただいております。</p>
山岡委員	<p>補足ですが、各自治会長が全部台帳を持っています。うちの町内にどういう方がみえて、災害時にどうしても助けなければいけない要援護者も自治会長は全部つかんでいます。いざとなったらこの人を誰が助けに行くのか、そういうマップを全部作りました。各自治会ごとにそれを作っておられると思います。それができあがったら、大災害時にみんながネットワークを組んで、要援護者のところへさっさと出かけて助けるということになっています。自治会ごとにしょっちゅうそういう検討会を開いて、マップの上でいろいろ検討しながら、地図を書いて、この人はAだとかBだとかその場で地図ができあがってくる。もう少しすればもっと具体的になると思います。</p>

志村委員	そういった確認はどこにすればいいのですか。
山岡委員	自治会長のところに行けば全部あります。町内の自治会会長、民生委員が全部つかんでいきます。一般の人がその台帳を見るわけにはいかない、公開はできませんけれども。
大角委員	災害時の要援護者名簿ですね、この名簿は市のほうへ届け出る場合、本人が届け出る場合と民生委員が届ける場合といろいろあると思いますが、届けられない障がい者の方がもしあった場合、どのように発見されますか。市のほうに障がい者の台帳はあると思いますけれども、これも公開されますか。
社会福祉課長	要援護者のなかには制度を知らない方や拒否される方もおられますので、今後、実際に災害が起きた場合に限って、市が管理する「障がい者台帳」や「ひとり暮らし高齢者台帳」などを、個人情報保護条例により、警察や消防署など第三者へ情報提供ができないかを研究してまいりたいと思います。
委員長	災害時の要援護者、障がいを持っている方に支援する、支援に来ていただける方は、どの方が来てくれるのかは今のところ知らないということですね。何か事前にお互いにそういう情報を出すということはないんですね。
山岡委員	自治会によっては、みんなオープンで、何かあれば誰が来ますよ、心配なくていいよとなっているところもある。地域が固まって情報交換をしながら、いざとなったら、あなたは誰が来てくれるよ、というふうになったら本物なんです。これからそういう地域にしていかなければならないと思います。
委員長	わかりました。ありがとうございます。他にご意見ございませんか。 平成24年度事業計画に沿って、ご意見をいただいておりますが、23年度の実績についてもご意見がございましたらお願いします。
山岡委員	資料の1-1の中で、学校施設のバリアフリー化の推進とありますが、相当力を入れないとできないと思います。検討してほしいです。
社会福祉課長	担当課に伝えておきます。
安江委員	私ども、西濃地域の精神障害者の家族会で、今日は会長の代理で私が来ましたが、私どもの作業所に半年ぐらい前、高次脳機能障害、脳梗塞のため右半身まひ、歩行困難な方がいらっしゃいました。事業所を利用したいということで、利用してもらいました。ところが正式登録して利用しますと、利用料が発生します。この方の場合には全く働けませんので、本人は無収入です。奥さんががんばって働いています。そうすると奥さんの収入によって利用料が発生します。かなりの利用料です。1か月の工賃の2倍くらいの量です。何のために働いているのかわかりません。この利用料については、この近辺では、垂井町、神戸町、輪之内町、池田町、海津市などは利用料については徴収しない、自治体が補填するという方策をとっています。まだ大垣市はやっておりません。ぜひ、安心して作業所を使って、就労に向けていけるような制度にしていきたいと思いますがどうですか。
社会福祉課長	18歳以上の方は、本人さんと奥様の収入で利用料が発生いたしますけれども、大垣市の場合には国の基準のとおりでやっています。今のところ私どもの考え方としては、国、県へ利用料の軽減を要望していきたいと、拡大をしてほしいというような形で、この自立支援

	<p>のサービスにつきましては、国、県への要望ということでやっているような状況でございます。市単独の制度というのは、今のところ難しいということです。本来もっと国、県が軽減措置を、本人のみの収入にするとかいう形にさせていただけるように、機械を捉えながら要望していきたいということです。</p>
安江委員	<p>ぜひ要望して下さい、お願いします。</p>
馬久地委員	<p>24年度の計画の12番ですが、生活の場の確保ということで、市営住宅のほうは身体障害者の住宅については、確かにあるのですが、知的障害者の住宅についてはどうでしょうか。施設整備補助金のことも含めてお尋ねしたい。</p>
委員長	<p>知的障害者の方の住宅の確保の問題とですね、グループホーム（GH）・ケアホーム（CH）の施設整備補助金の内容を教えてほしいということですが。</p>
社会福祉課長	<p>GH・CHにつきましては、現在市内に5か所25人分がございますが、全て満員の状況でございます。本市では、第3期障害福祉計画において、平成26年度までに50人分を整備促進する見込みで、民間事業者に働きかけをしてみたいと思っております。次に、補助金につきましては、施設整備補助金のことでよかったですでしょうか。</p>
馬久地委員	<p>ここに書いてあります、補助金の整備を図るというものです。</p>
社会福祉課長	<p>GH・CHの整備促進に関わる施設整備補助金には、国や県の補助金のほか、民間の補助金などもございますので、ご活用いただきたいと思います。なお、補助制度の詳細な内容などにつきましては、社会福祉課にお尋ねいただければ、ご説明をさせていただきます。</p>
委員長	<p>先ほどもう一つありました、知的障害者の住宅の確保については、いかがでしょうか。</p>
社会福祉課長	<p>知的障害者の方の住宅の確保については、今、国のほうの方針で、入所型施設というのは整備促進できないような状況でありますので、やはり、GH・CHの整備促進ということで進めてまいりたいと、居住の場の確保を進めていきたいと思っております。</p>
委員長	<p>今のお話ですと、知的障害の方は一般の住宅の確保ではなく、GH・CHをつないでいくということでしょうか。</p>
社会福祉課長	<p>国においては、市営住宅の空部屋を利用したGH・CHの整備を促進しておりますが、本市では、市営住宅の入居希望者が多く、なかなか空部屋が出ない状況であり、GH・CHに活用することは難しい状況でございます。知的障がい者の皆様のために、市営住宅を確保することにつきましては、担当課に確認しておきます。</p>
馬久地委員	<p>住宅課の方とかとお会いしたときに、市営住宅のほうでできないでしょうかというのは、前から出しているのですが、上がってこないんですね。それでちょっとお聞きしたのですが、そういう意見を出したときにどれくらいまで吸い上げてくださるのかという疑問があったのです。</p>
社会福祉課長	<p>お話をいただいたのは、身障者用の市営住宅はあるけれども、知的障害者の方向への市営住宅を何とか確保して欲しいということでしょうか。</p>
馬久地委員	<p>身障のものは初めから作っていただけるのですが、知的障がいの方は一人では住めないけ</p>

	<p>れど、世話人さんがいれば住める。そういうものは、大垣の住民であつたらその中に組み込んでいただけたらという気持ちがあります。民間の空き部屋とか、良いのがあればそれもやりたいのですが、ただ知的障がいの人がお隣に来ますよということになると、住んでいる人がびっくりしてという話もあります。かわなみ作業所が親さんの提供した土地で今年GHを立ち上げたのですが、それは、子供さんがそこで育ってきたことを知っている地域の方ばかりでしたので作りやすかったです。もし、大垣市が市営住宅という環境の下で地域に散らばっている障がい者が、親が亡くなったときに固まって生活できればと思います。</p>
社会福祉課長	<p>そのようなご要望を出してみえることを存じあげていなかったのもう一度住宅課のほうへどう進めているのかを確認させていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>他にご意見はよろしかったでしょうか。</p>
浅見委員	<p>今の件ですが、市の規模によっては通勤寮というのを持っていて、例えば岐阜市はみやこ通勤寮というのがありますが、家庭が複雑で、家庭にいと仕事が続けられなくなってしまふという障がい者の方や、複雑な家庭で育成園等を出た方が入るという場合、どうしても朝起きてご飯を食べて出勤してという部分と、帰ってきてから自由な時間をどう過ごすかというのがあるので、大垣市がどのくらいの順番なのかはわかりませんが、もう少し大きくなるとなくてはならないと思うのですが、ハローワークとしては、あるとありがたいです。</p>
事務局	<p>人口規模ですか。</p>
浅見委員	<p>規模の大小はありますが、岐阜はみやこがありますので、市の規模、タイミングもありますけれども、あつてもらうとありがたいですね。</p>
社会福祉課長	<p>先ほど申し上げましたとおり、国においては、施設など入所するのではなく、地域でGHやCHなどに居住して通勤するという流れでございます。本市におきましても、より家庭環境に近い、GH・CHの整備促進ということで進めてまいりたいと考えております。</p>
委員長	<p>ただいまの話の中で、知的・精神のGH・CHに限定して市のほうは考えていらっしゃるのかなと思うのですが、これだけGH・CHが足りない中で、軽度の知的や精神の方が相談支援を受けながら、そしてヘルパーの支援を受けながら、一人で暮らせるような支援というのは、本当は市営住宅が一番いいのでしょうか、そういう所で暮らせるようなことは考えていらっしゃらないということでしょうか。</p>
社会福祉課長	<p>市営住宅はもとより、民間アパートを居住の場として、様々な福祉サービスが利用いただけますが、市営住宅を知的障がい者用に確保するとか、民間アパートを借り上げるとかということについては、今のところ計画には盛り込んでおりません。知的障がい者用の市営住宅の確保につきましては、先ほども申し上げましたとおり、進捗状況を担当課に確認させていただきたいと思います。</p>
安江委員	<p>今のお話で、障がいを持った方が地域の中に入って行って、地域で暮らしていくということ、その大きな流れがあるとおっしゃいましたが、私はある意味では賛成です。ある意味でというのは、障がいを持っているということについて、それは本人の責任だと親の責任だと何とかしろという感じで今まで捉えられてきました。それが、そうじゃないよと。やはり行政ももっと、この人たちが幸せに暮らせるように力を出さなければいけないという</p>

	<p>動きになってきて、その動きの中で地域に入っていこうということは、とても大事なことだと思います。精神ですので、医療との関係が絶ちがたいです。私どもの作業所の人たちが地域で暮らしていくためには、地域の訪問診療、地域の相談できる場所があって、あるいはカウンセリングを受けられる場所があって、安心して暮らせる体制をぜひとっていただきたいと思います。</p>
社会福祉課長	<p>近年、訪問診療をする精神科病院があるほか、地域移行相談事業も実施されておりますので、精神障がい者の皆様を取り巻く環境も整いつつあります。今後とも働きかけをしてまいりたいと考えております。</p>
大澤主幹	<p>今の医療との連携ですが、大垣の医師会さんが関係機関と連携して、在宅医療マップというのを作られて、紙とインターネットでも見れる環境を作っていただいていますので、在宅で生活が進んでいくときにはぜひご参考にされるといいかと思います。</p>
浅見委員	<p>最後に一つ、14ページの発達障害児への支援というのが、これから課題になるのではないかなと思っています。発達障がいの定義はある程度されているのですが、子どもとか孫とか自分が、発達障がいかどうかということをなかなか決めかねているということと、どこに相談したらいいかわからないというところがあります。先日、80歳ぐらいのおじいちゃんが発達障がいのことで相談したいと、ハローワークに来られました。話を聞くと22歳の娘だけが就職してもすぐに止めてしまう、性格がちょっと変わっていて仲間もできないけどということでした。ハローワークは職業紹介機関ですから、こういったとき私は発達障がい者支援センターとか地元の精神科の方をご案内するのですが、市にお願いしてもいいのでしょうか。</p>
社会福祉課長	<p>本市では、発達障がい者への支援にも力を入れておりまして、平成23年度から社会福祉課内に発達支援担当ということで、保健師や保育士、教員等の専門職員が相談を受けておりますので、ぜひご紹介いただければと思います。予約は特にございません。</p>
委員長	<p>他よろしいでしょうか。それではご意見もないようですので、第1号議案第一次障害者計画の実績及び第二次障害者計画の事業計画について承認をお願いしてもよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>それでは、承認されました。 続きまして第2号議案、第2期障害福祉計画の実績及び第3期障害福祉計画の事業計画について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 社会福祉課 大澤主幹	<p>●議事(2) 「第2期障害福祉計画の実績及び第3期障害福祉計画の事業計画」について (説明)</p>
委員長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
橋川委員	<p>資料2-2の19番です。計画相談支援ということで、大垣市では手帳を持った方、身体とか精神とかで8,000人くらいみえるんですね。その中でサービスを利用されている方がだいたい1,000人くらいいるということです。それで24年度から26年度までの</p>

	<p>3年間で、計画相談を下さいということ、今まではセルフプランといいまして、自分でやっていたことを、これからは介護保険と同じケアプランを下さいということですね。3年間で計画相談をやっていくとしますと、年間約300人以上やらないとならないわけですね。ところが報酬単価は安いということ、支援事業者が少ないということで市のほうでも困ってみえると思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。</p>
社会福祉課長	<p>委員が言われたとおり、この3年間で1,000件という件数をこなすというのは、市の体制も大変ですけれども、計画相談を作る事業所もまだ少ないということで、現在徐々に進めております。とりあえず今年度は、50件くらいしか難しいかなと思っています。3年間で1,000件という数字は、なかなか難しいということもありますので、複雑なサービスを使ってみえる方や特に支援が必要な方を中心に優先的に進めていきたいということです。これは、全国的にみなさん困っている状況で、今後進めていきたいということですが、指定もたくさん事業所にさせていただかないと難しいと思います。</p>
橋川委員	<p>事業所が少ないということは、報酬単価が少ないということで、介護保険程度の報酬がないと事業者が受けないということですね。</p>
社会福祉課長	<p>単価は少なくないですが、1人につき計画を年間平均3回程度作成しなければならないので、手間な部分が多いと思います。作成する度に報酬はございますので、報酬が少ないから事業所がやらないのではなく、手間がかかるからできないというのが実情だと思います。</p>
橋川委員	<p>支援員一人で4、5人抱えると手一杯だと聞いています。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。今、計画相談のことで話が出ておりますが、皆様よろしいでしょうか。</p>
橋川委員	<p>それと、もう一点は計画相談そのものを障がい者が知らないということですね。計画相談とは何だろうということです。それが一番ネックだと思います。</p>
社会福祉課長	<p>周知に努めてまいります。</p>
委員長	<p>セルフケアプランの話が出ましたが、制度上は可能ですよね。どこの市町村もセルフケアプランをやらない形をとっていると思いますが、セルフケアプランについては、どのようにお考えですか。</p>
大澤主幹	<p>セルフケアプランについては、橋川委員の話にもありましたが、障がい者の方への周知を広めながらということで、基本的には事業所の相談員のプランで考えています。</p>
委員長	<p>事業所をどう増やしていくかということですね。本人から希望があった場合は可能ということですね。</p>
大澤主幹	<p>そうですね、対応はしていくということです。</p>
委員長	<p>今後どう事業所を増やすかということですが、何か方策というか。</p>
大澤主幹	<p>計画相談に関しましては、ご利用者様ご本人と事業者の方々、両者のなんと申しますか、未知の部分がございますので妨げがあるのですけれども、まず事業者の方にもどういった制度で、どういう形でやっていくんだということをお示しして、現在7事業所の登録をいた</p>

	<p>だいていますが、今後も増やしていくようには努めてまいりたいと思います。</p>
橋川委員	<p>他の市町も不足しているということで、大垣市以外の市町から市内の事業所を使うことも増えてくるので、早くしないと事業所が手一杯になってしまいますね。</p>
大澤主幹	<p>早めに事業所への説明会等を実施しまして、早く動けるように対応を考えていきたいと思っています。</p>
委員長	<p>事業者をお願いしていくしかないというところがありますので、委員の皆様にも今後ご協力をお願いしていきたいと思っています。</p> <p>いぶきさんのほうは特定相談なんかはどうでしょうか。</p>
安江委員	<p>うちでは受けておりません。大垣病院でやっておられますので、相談支援事業所としては、</p>
委員長	<p>あと2年ちょっとで、多くの方のケアプランを作っていくことになりますので、皆様もご理解ご協力のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>そのほか何かございますか。</p>
委員長	<p>資料2-1の7の自立訓練生活訓練で、先ほど通勤寮という話が出ていたと思いますけれども、自立訓練の宿泊型については検討はされていませんか。</p>
大澤主幹	<p>事業所とも実績を作るときに話し合いをして、なかなか制度的な難しさもあるということですが、いい事業であるという認識は事業所の方もしているので、PR等に努めていきたいと思っています。</p>
橋川委員	<p>視覚障害者の方から相談がありまして、病院へ行きたいということで、移動支援を利用したいと電話したら急なので受けられないと言われたそうです。例えば土日とか夜とか救急で行く場合、病院というのは長く待たなければならぬ。同行援護の場合は、病院はだめですね。身体介護では病院の中は使えないということですね。待っているときにトイレに行きたいとなると困ってしまいます。看護師につれてってくれと言えはいいのだけれど、看護師も忙しい。病院での行動が制約されるということです。病院のなかでは、サービス利用は自費負担になってしまう。朝行って昼まで時間がかかるとそれだけで4時間5,000円かかってしまう。そのあたりは市はどう考えているのか。</p>
大澤主幹	<p>制度上、病院の中でのサービスというのは、どうしても制限がかかってしまいます。特に大垣の公立病院だと時間がかかってしまうということですが、制度上病院の中での看護は、看護師の方が対応していくということになっています。そのようにお願いしていただきたいと思いますが、病院とも一度現状等を把握することで話をしたいと思いますが、制度上は今のところそのようになっております。</p>
浅野委員	<p>確かに、何年前かの市長と語る会で、市民病院へ行ったときの視覚障害者のサポートについて、一応病院内での行動については、看護師さんをはじめ病院のスタッフにお願いすれば対応してもらえるという返事はいただいています。橋川委員が言われたとおり、忙しい中、頼みにくいという問題もあり、時間いくらで契約するということになると待合室で待っている時間も加算されるのがちょっと痛いです。かといって、厳密に時間をカットするのも、必要のない時間を誰が判断するのかという話になる。そういうのが難しいと思います。</p> <p>即応してもらえれば、また、負担の部分も考慮していただければ助かると思います。</p>

社会福祉課長	市民病院では、市長から回答させていただいたとおり、基本的には病院スタッフが対応するものと思いますが、今一度市民病院に確認させていただきたいと思います。
委員長	先日ホームページを見ていましたら、障がい者の就労支援のビジネスのホームページがあって、障がい者を雇うと儲かるみたいなものがありました。そういうところばかりではないですが、見ていましたら就労支援A型を使って障がい者を雇えば、自立支援法から公費が入ってくるし、また、特定就労者雇用開発の助成金が入ってくるというようなことがありました。実際A型が増えるということは、就労が増えるということで大変良いことではあるのですが、さまざまなそれに関わる問題も起きてきているのではないかと、ちょっと増えすぎだという市町村もあるのではないかと思います。就労支援A型についてはいかがでしょうか。
浅見委員	助成金については、職業安定所長が紹介が必要と認めた場合は、紹介をして助成金を支給するということになっております。岐阜県では払っていますが愛知県では払っていない場合が多いというのは現実です。愛知から岐阜にA型が流れてきているのも現状であります。ただ、制度ができてから見直しの時期にはなっていないので、これから何らかの見直しが入ってくると思います。助成金と報酬とをどうするかということも、線が出てくると思うのですが、なかなか1回払っているものを止めるという方向にも行きません。我々は本署の方からこないと中止するわけにいかないなので、私が紹介する職員の感じとすれば、助成金を払うからしっかり支援して下さいという形で、紹介をさせていただいております。ただ、現実問題A型が増えて飽和状態で定員が埋まらないというのはあるのですが、それは障がい者の方にとってはありがたいことなので、企業努力でちゃんとした仕事とちゃんとした支援と一般就職への移行ができれば、当然そこが人気が出てということになると思いますので、増えすぎたからどうとは、今は思いません。
委員長	心配になってくるのは、助成金は期限がありますね。その後継続してきちんと施設の方が支援をしていっていただけるのかということではないでしょうか。
浅見委員	それは、A型に限らず一般企業でも同じなので、我々はその試用期間が重度の方で2年間あるというふうに思っていますので、その2年間の間にどのくらい出来るようになったかで、続けられるか続けられないかが決まる。2年間どのように支援して本人がどう過ごすかによって、結果が変わってくることなのでなかなか答えは難しいと思います。制度を上手に使って上手に働いてもらえたらと思います。現在、第一次にA型に入られた方が、そこでいろんな支援を受けて就職のための準備ができて、今一般雇用に向けて出てきている段階になりますので、これからちょっと入れ替わりが出てくると思います。
安江委員	助成金の額はいくらですか。
浅見委員	30時間以上働いて、重度の方と精神の方は月10万ずつで2年間で240万円ですね。
安江委員	うちはB型ですが、チランなんかが入ってきて、3人の方がA型に替わっていかれました。理由は工賃が高いことです。自給で700円くらい、最低賃金を払わなければならないですね。うちの自給は、工賃収入で150円くらいです。どちらがいいかということです。見学に行きました。何をしているのかを見に行きましたが、ハンガーのシールを剥がしてきれいにする仕事、僕らも事業所でやっていた仕事です。これでどうやって730円です。

	<p>のかなと思いました。その助成金の10万円は、利用者の賃金に使ってもいいのでしょうか。</p>
浅見委員	<p>どう使われてもわからないですね。</p>
安江委員	<p>自立支援法では、利用者が働いて得たものから賃金を払いなさいとなっていますが。どうやって払えるのかなと思って見ていました。</p> <p>大垣市の事業所の会議がありまして、こんな現状からB型事業所はつぶれるぞ、みんなA型になってしまうのではという話も出ていました。それはさておき、2年間が終わっても利用者の仕事がうまく続いていって欲しいと考えています。</p>
委員長	<p>今後A型の事業所が助成金の期限がきた後も雇用できるかを見守らないといけないと思います。本当に出来るのだろうかというA型もありますので、それをどうA型としての責任を果たさせていくのかということです。</p>
浅見委員	<p>自立支援法の厚生側の部分とこれまでの労働側の部分がせめぎあって出来た法律なので、だめということは制度としてつくりにくいと思います。通達も読むと無理して書いてあるという所があります。これからいろんな問題が出てくれば、改善されてくると思います。</p>
社会福祉課長	<p>現場の状況を教えていただきましてありがとうございます。A型事業所とB型事業所の本来あるべき役割をしっかりと認識いただけるよう、機会を捉えながら事業者に働きかけてまいりたいと思います。</p>
委員長	<p>他にございますでしょうか。ご意見もないようですので、承認を伺います。第2号議案についてご承認させていただいてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>ありがとうございました。続きまして、その他ですが何かございますか。</p>
大角委員	<p>私ども会社といたしまして輸送関係を行っております。車いすの車両は以前から走っていますが、障害者用に新しくユニバーサルデザインの車両を入れさせていただきましたので、またご利用ください。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。ないようですので、以上で本日本日のすべての議事を終了させていただきます。委員の皆様には円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。事務局にお返しします。</p>
社会福祉課長	<p>委員長様ありがとうございました。委員の皆様には長時間に渡りまして慎重なご審議をいただきありがとうございました。本日いただきました貴重なご意見を踏まえまして、今後の進行管理に努めてまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。以上で大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会を終了いたします。</p>
特記事項	<p>なし</p>